

公 告

建築基準法施行細則（昭和46年宮城県規則第21号）第38条第2項の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による道路の位置の指定の変更を次のとおり行ったので、公告する。

令和 5年 6月14日

宮城県北部土木事務所長



- | | |
|-----------------|---|
| 1 指定番号 | 第 1 5 3 7 号（北部土木事務所） |
| 2 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第五号 |
| 3 指定の年月日 | 令和 5年 6月14日 |
| 4 変更後の道路の位置 | 加美郡加美町字赤塚 82 番 1
(加美郡加美町字赤塚 82 番、83 番の各一部) |
| 5 変更後の道路の幅員及び延長 | |
| (1) 幅員 | 6. 0 0 m |
| (2) 延長 | 5 3. 0 9 m |